

石川県情報公開審査会運営要領

平成13年3月29日

第74回審査会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、石川県情報公開審査会規則（平成13年石川県規則第16号）第5条の規定により、石川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議の方法)

第2条 審査会は、必要があると認めるときは、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第23条第1項に規定する公開決定等に係る公文書をもとに審議することができる。

2 審査会は、必要があると認めるときは、条例第23条第3項に規定する審査会の指定する方法により分類又は整理した資料をもとに審議することができる。

(会議)

第3条 会議は、条例第19条第1項の規定により実施機関から審査請求に関する諮問がなされたときのほか、会長が必要と認めるときに招集する。

2 会長は、会議を招集するときは、あらかじめ文書により開催の日時、場所及び会議に付すべき案件を委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 審査会は、委員に調査審議の公正を妨げるべき事情があると判断するときは、当該委員を回避することができる。

第4条 削除

第5条 削除

(意見陳述等の申出)

第6条 条例第24条の規定による、審査請求人等の口頭での意見陳述又は意見書若しくは資料の提出の申出は、書面（別記様式第1号）によるものとする。

2 審査会は、前項の申出があったときは、その諾否を決定し、書面（別記様式第2号・第3号）により通知するものとする。

3 審査会は、審査請求人等から意見書又は資料の提出があったときは、その旨を他の審査請求人等に通知するものとする。

(補佐人)

第7条 審査会は、審査請求人等から、条例第23条第4項又は第24条の規定による意見を述

べるに当たって、補佐人の付添いの申出を受けた場合、その申出が相当であるときは、補佐人の付添いを認めることができる。

2 前項の申出は、書面（別記様式第4号）によるものとする。

（意見の陳述者の数）

第8条 意見を述べる者の数は、5人以内（審査請求人等の代理人及び補佐人を含む。）とする。

ただし、審査会が必要と認めるときは、この限りでない。

（指名委員による意見の聴取）

第9条 審査会は、意見を聴く場合において必要と認めるときは、委員を指名して当該委員に聴かせることができる。この場合において、当該委員は、意見の概要を記載した調書を作成し、審査会に報告しなければならない。

（提出資料の閲覧申請）

第10条 審査請求人等は、条例第25条第2項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧の申請を行うときは、書面（別記様式第5号）によるものとする。

2 審査会は、前項の申請があったときは、その諾否を決定し、書面（別記様式第6号～第8号）により通知するものとする。

（会議録の作成）

第11条 審査会は、会議を開催したときは、次の事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者氏名
- (3) 会議に付した事案の件名
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

2 会議録は、会長及び審査会が指名する委員1人の署名をもって確定する。

（会長の専決事項）

第12条 別表に掲げる事項は、会長において専決することができる。

（委任）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審査会に諮って別に定める。

附 則

この要領は、平成7年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第 1 2 条関係）

会長の専決事項

- 1 条例第 2 3 条第 1 項の規定による公開決定等に係る公文書の提示要求
- 2 条例第 2 3 条第 3 項の規定による審査会の指定する方法により分類又は整理した資料の提出要求
- 3 削除
- 4 削除
- 5 条例第 2 3 条第 4 項の規定による意見書又は資料の提出要求、その他必要な調査
- 6 条例第 2 4 条の規定による口頭での意見陳述又は意見書若しくは資料の提出の申出の承諾
- 7 第 7 条第 1 項の規定による補佐人の付添いの申出の承認
- 8 第 8 条ただし書の規定による意見を述べる者の数の承認
- 9 第 1 0 条第 2 項の規定による閲覧申請に係る承諾